

再犯防止の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- 再犯防止推進計画に基づく分野横断の総合的な取組は緒についたばかりであり、地域再犯防止推進モデル事業が終了する令和3年度以降も、刑事司法手続段階における福祉的支援が必要な人（高齢者、障害者）への支援が継続的・安定的に実施できるよう財政措置による支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

(1) 刑事司法手続段階における福祉的支援が必要な人への支援を継続的・安定的に実施するための制度化および財政措置

- 令和2年度をもって終了する法務省「地域再犯防止推進モデル事業」の成果や課題と、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえた、令和3年度以降の制度化および必要な財政措置

(2) 「入口」から「出口」まで支援をつなげる仕組みづくり

- 入口支援の対象者が矯正施設に入所した場合でも、支援に関する情報が引き継がれ、出口支援まで切れ目のない一貫した支援を行うことができる、情報の共有や引き継ぎの仕組みづくり

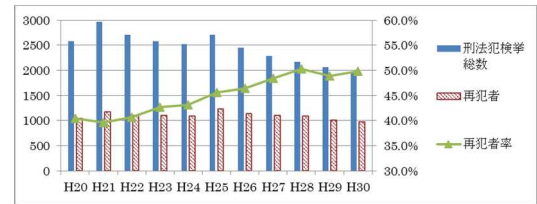
2. 提案・要望の理由

- 法務省「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して実施している、入口支援事業の新規相談件数は、平成30年度42件、令和元年度41件と、司法関係機関において見出された福祉的支援の必要な人に対して、福祉サイドからの早期の支援を行うことができている。
- 地域再犯防止推進モデル事業が終了する令和3年度以降も、入口支援や事業所支援を継続的・安定的に実施していくためには、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえつつ、令和3年度以降における支援従事者の配置等の制度化および財政措置が必要である。
- 入口支援を実施する中での課題認識として、福祉的支援を必要とする人が実刑判決となった場合に必ず出口支援へつながる仕組みが不在であること、留置場や拘置所からの釈放前に必要な薬や治療等の医療的支援情報の不足から、釈放後の受診や投薬に支障がでることがあり、情報提供の仕組みが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- ・平成30年における検挙(送致)人員は1,952人、うち再犯者973人で再犯率は49.8%。(全国 H30:48.8%)
- ・再犯率は過去10年間で9.3ポイント増加。



| 年次 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑法犯検挙総数 | 2,585 | 2,971 | 2,705 | 2,584 | 2,519 | 2,715 | 2,452 | 2,286 | 2,172 | 2,060 | 1,952 |
| 再犯者 | 1,047 | 1,179 | 1,100 | 1,103 | 1,088 | 1,238 | 1,139 | 1,107 | 1,093 | 1,008 | 973 |
| 再犯者率 | 40.5 | 39.7 | 40.7 | 42.7 | 43.2 | 45.6 | 46.5 | 48.4 | 50.3 | 48.9 | 49.8 |

(2) 滋賀県再犯防止推進計画(平成31年3月策定)

計画の期間 : 2019年度から2023年度(5年間)

(3) 本県における国モデル事業活用事業

- ① 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援
- ② 再犯防止地域支援員の設置
- ③ 事業所等相談アドバイス事業
- ④ 再犯防止推進会議の開催

(4) 昨年5月、山下法務大臣(当時)との「再犯防止「三方よし」宣言」



(5) 入口支援を実施する中で見えてきた課題

- 再犯防止の取組には、経験ある人材が不可欠であるが、人材確保のためには安定した財源が必要である。
- 入口支援の段階で関わった福祉的支援を必要とする人が、実刑判決となった場合に、公判段階で地域生活定着支援センターが作成した資料や情報が、矯正施設に申し送りできる仕組みがないことから、矯正施設において福祉的支援の必要性に気づかず、出口支援につながらないことがある。継続的な福祉的支援を受刑中においても実施できるようにする必要がある。
- 入口支援は依頼から釈放までの期間が短いケースが多いが、医療情報や服薬状況が把握できないことで、施設が受け入れに拒否感を示したり、必要な医療的支援がなく心身が不安定なまま地域に出ることになることから、留置所・拘置所からの医療情報の引き継ぎが必要である。

担当：健康医療福祉部健康福祉政策課
企画調整係 TEL 077-528-3519